

「和歌山県障害者のための生涯学習支援者派遣事業」講座登録要領

(目的)

第1条 この要領は、「和歌山県障害者のための生涯学習支援事業」の実施に係る講座の登録を行う際の手続及び要件を定め、その事務の適正な処理を図ることを目的とする。

(講座の登録)

第2条 この要領の規定に基づき実施する講座は、次に掲げる団体等が行う出張講座とする。

- (1) 県（関係機関を含む。）
 - (2) 市町村（関係機関を含む。）
 - (3) 小・中・義務教育・高等学校の学級、部活動等
 - (4) 企業（支社等の単位によるものを含む。）
 - (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - (6) その他、県教育委員会が認めるもの
- 2 前項各号に掲げる団体等が、講座の登録を申請するときは、登録申請書（様式第1号）を県教育委員会へ提出すること。
- 3 県教育委員会は、必要があると認めたときは、前項の申請を行った団体等の規約、役員名簿、活動実績等の資料の提出を求めることができる。
- 4 前項の資料の提出がない場合は、県教育委員会は当該講座の登録をしないことができる。
- 5 県教育委員会は、第2項の申請があったときは、申請内容を審査し、その結果を当該申請を行った団体等に通知するものとする。
- 6 県教育委員会は、審査の結果、登録することを決定したときは、申請された講座を速やかに登録する。
- 7 登録期間は、登録日から当該年度の3月31日までとする。
- 8 登録を受けた団体等（以下「支援者」という。）は、登録した内容に変更が生じたときは、登録申請書に変更事項を記入し、県教育委員会に申請しなければならない。

(登録の要件)

第3条 前条第6項の規定による講座の登録は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしているものについて行う。

- (1) 学校や地域において障害のある方の学習を支援する内容として適切であること。
- (2) 負担経費が適切であること。
- (3) 営利を目的とするものでないこと。
- (4) 特定の政党、政治団体、宗教団体等の思想、信条及び利害に偏った目的による活動を行わないこと。
- (5) 特定の団体の活動に勧誘するものでないこと。
- (6) 団体自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (7) 団体の構成員が反社会的勢力ではないこと。
- (8) 公共の福祉に反するものでないこと。
- (9) その他法令、規則等に違反するものでないことはもとより、県教育委員会の信用を傷つける行為と判断される行為を行わないこと。

(登録の取消)

第4条 県教育委員会は、次の各号に掲げる場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) 支援者が前条各号の基準を満たさなくなったとき
- (2) 支援者から登録辞退届(様式第2号)が提出されたとき

(講座の提供)

第5条 講座は、「和歌山県障害者のための生涯学習支援者派遣事業」実施要領に基づき、支援者が提供するものとする。

2 支援者が、講座の提供を行う際は、講座の実施を希望する学校や障害者就労支援施設等の代表者と綿密な調整を行った上で実施するものとする。

(費用負担)

第6条 講座の実施に係る旅費及び報償費については、予算の範囲内において生涯学習課が負担する。ただし、出張講座の実施に要するその他の費用は、申請者が負担する。なお、県職員の派遣は出張扱いとし、小・中・義務教育・高等学校の学級、部活動等の派遣については、旅費及び報償費は不支給とする。

- (1) 旅費については、職員等の旅費に関する条例(昭和41年和歌山県条例第34号)の規定により計算された額。
- (2) 報償費については、講座1回につき3,500円とする。
- (3) 複数名により講座を実施した場合も、旅費及び報償費は代表者1名分のみとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月18日から施行する。